

1 1 選択制の対象とする福祉用具の購入について

令和6年度4月1日より、利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制が導入され、選択の際には、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととされました。

これまで、上富良野町では従前どおりの申請で受付し、承認の可否を決定してまいりましたが、選択制の福祉用具購入時のプロセスがなされているかどうかの判断をより明確にし、適正な介護給付がなされるよう、申請様式の一部改正を行い、令和7年4月1日より施行いたしますので、申請の際はご注意ください。

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。